

令和8年度 東京学芸大学附属特別支援学校 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月改定
東京学芸大学附属特別支援学校長 奥住 秀之

1. 本校「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめは、子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼしかねないものであり、絶対に許されない行為であるとの認識の下、学校の総力によりいじめの防止を図り、もって子どもたちにとって安全で安心な学校づくりに資するため、本校「学校いじめ基本方針」を策定する。

2. いじめ問題に対する学校としての基本的な考え方

本校は、上記の目的の達成のため、下記の基本的な考え方に立ち、教職員と保護者との共通理解を形成しながら、いじめ問題を解決するための取り組みを行う。

- ①いじめを受けたり、いじめを行ったりすることは、成長過程の子どもにとって、いつでもだれにでも起こり得ることと捉える。

いじめの件数が多いことのみをもって、問題がある学部、学級という捉え方はしません。学校として、子どもたちの状況を丁寧に確認し、軽微なうちにいじめを認知することで、問題の重篤化を避け、早期に解決することを目指します。

- ②いじめの疑いのある事案に気づいた教職員は、一人で抱え込むことなく、学校全体での問題解決に取り組む。

いじめは、学級担任など教職員が個人で対応すべき問題ではありません。いじめの疑いの段階から、教職員で情報を共有し、解決に向け学校として力を合わせて取り組みます。

- ③子どもたちや保護者にとって、どんな小さな不安や悩みでも、安心して学校に相談できる環境を築く。

「学校に伝えたら、もっといじめられる」、「自分もいじめの対象になってしまう」などと心配しないで相談できるよう、学校の相談機能を高めます。学校の中で、一番相談しやすい教職員に、いつでも、何でも遠慮せずに相談できる学校を目指します。

- ④いじめの行為の意図性、悪質性、継続性、原因、その行為を受けた子どもの心身の苦痛の程度など、個々の状況に応じて、学校として、その解決に向けた対応を行う。

「いじめ防止対策推進法」に定められたいじめの定義に基づき、いじめを受けた子どもの心身の苦痛を踏まえ、学校として問題の解決に取り組みます。その際、受けた行為の外形のみならず、一人ひとりの子どもに寄り添って、その原因を解消できるよう努めます。

また、いじめを行った子どもに対しては、行為の重大性や発達段階に応じて、二度と同じようなことを行うことがないよう、指導を行います。

一方で、その行為が悪意のないものであったり、発達段階に鑑みて軽微なものであったりする場合などもあることから、時として「いじめ」という言葉を使わずに理解を促すなど、指導の在り方については学校が個々に判断します。

- ⑤いじめ問題の解決のため、保護者の理解と協力を得つつ、子ども同士の良好な人間関係作りに向けた指導を行い、子どもが安心して学校に通えるようにすることを目指します。

個々のいじめ問題の本質的な解決に向け、教職員は、いじめを受けた子どもの保護者の意向を踏まえつつ、いじめを行った子どもの保護者、周囲の子どもの保護者とも連携し、大人の力を結集して、子ども同士がより良い人間関係を結び、全ての子どものためにいじめのない安全で安心な学校になるよう取り組みます。

⑥子どもたち自身が、いじめについて主体的に考え行動できる学校づくりを目指す。

「自分を大切に、仲間を大切に」を学校スローガンに掲げ、すべての教育活動を通じて、子どもたちが、自己肯定感を高め、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるようにするとともに、多様性や互いのよさを認め合える態度を育てます。

そのため、日常の授業の中で、子どもたち同士の協同的な学びや話し合いによる合意形成、意思決定

3. いじめとは

「いじめ防止対策推進法」第2条第1項の規定に基づき、いじめとは以下の行為をいう。

児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

本校の子どもが、受けた行為により、「心身の苦痛を感じた」場合は、すべていじめと認めて対応します。←

- 相手の子どもの人数は、関係ありません。（一人でも、集団でも関係ありません。）←
- 暴力行為の有無は、関係ありません。←
- 行為の回数は、関係ありません。（1回だけでも、複数回でも関係ありません。）←
- 行為で判断するのではなく、個別に判断します。（「この行為はいじめではない」と判断せず、行為を受けた子どもがどう感じているかで判断します。）←
- 互いの行為に対し、双方者が心身の苦痛を感じた場合は、それぞれの行為をいじめと判断します。（けんかで苦痛を感じたら、双方がいじめを行ったこととなります。）←

例えば…

① 好意で行った言動 ～親切のつもりが～

発言の苦手な子に、「〇〇さんも意見を言いなよ。」と強く促した。

② 意図せずに行った言動 ～悪気はなかったのに～

リレーでバトンを落とした子に、「何やってんだ！」と怒鳴った。

③ 衝動的に行った言動 ～つい、かっとなって…～

うっかりぶつかってきた子に、「何するんだよ。」と言い、にらんだ。

うっかりぶつかってきた子に対して、その場で殴りかかった。

④ 故意に行った言動 ～あの子に腹が立つ～

体育の時間等で、「あなたのせいで負けたの分かってるの！」と問い詰めた。

失敗するたびに、「きもい！」「足引っ張るな！」などとはやし立てた。

持ち物を隠して、被害の子が困っている様子を笑って見ていた。

試合で負けたお詫びに、メンバー全員に、1,000円ずつ払うよう強要した。

お金を持って来ないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。

法律でいじめと定められているものの範囲

一般的に、いじめと考えられているものの範囲

4. 学校いじめ防止対策委員会とは

「いじめ防止対策推進法」第22条の規定に基づき、学校におけるいじめ防止対策の取り組みを推進する中核となる組織として、下記の通り「本校いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 学校いじめ防止対策委員会メンバー

校長（委員長） 副校長 主幹教諭 幼稚部主任 小学部主任 中学部主任 高等部主任

※このメンバーが学校におけるいじめ防止対策の中心を担います。

※いじめの個々の事案ごとに、必要に応じて、他の教員やスクールソーシャルワーカーなどのメンバーが加わることがあります。

※緊急に協議する必要がある場合など、メンバー全員がそろわなくても会議を開始したり、校長の即時の判断で対応したりすることがあります。

(2) いじめ事案対応における学校いじめ防止対策委員会の役割

ア「いじめの認知」

子どもたち、保護者、教員からの「いじめ」や「いじめの疑い」に関する情報は、学部会を通して、この委員会に報告されます。

この委員会で協議を行い、校長が「いじめの定義」を踏まえて、いじめであると判断します。

イ「いじめ」解消に向けた対応の決定

いじめであると判断された事例ごとに、いじめを受けた子どもの気持ちに寄り添いながら、保護者の意向を踏まえて、解決に向けた支援や対応の方針、教職員の役割分担等を、協議し決定します。また、いじめを行った子どもへの指導の在り方についても決定します。

教職員は、この決定を踏まえて、保護者との共通理解の下、それぞれの子どもに対し支援や指導を行います。

いじめに至った原因や背景を丁寧に見極めつつ、いじめが解決し、子どもたちが安心して学校生活を送れるようになることを目指し、協議を繰り返します。

ウ「いじめ」解消の判断

「いじめ防止等のための基本的方針」（最終改定平成年3月）を踏まえて、下記の2つの条件を確実に満たす場合、いじめが解消されたと判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性からさらに期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害の児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害の児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「謝罪した」「今は何も起こっていない」などの状況だけでは、いじめは解消されたことになりません。

この委員会では、上記2点の条件に加え、「いじめの原因が解消されている」という条件が満たされているかを含め、子どもの状況を総合的に検討したうえで、校長が、「いじめ」が解消されたと判断します。

なお、この場合の「いじめの原因」は、不登校の原因やその他いじめを受けた子どもが心理的に抱えるような背景を含むものではなく、いじめが生じた原因に限定するものとします。

エ 「いじめ」の発生及び「いじめ」の解消についての東京学芸大学への報告

いじめが発生した場合、全ての事案について、毎月初めに「いじめ報告一覧表」により、東京学芸大学に報告を行い、必要に応じ対応の在り方等について助言を求めます。その後も、いじめが解消するまで、毎月初めに対応経過を報告します。

また、発生したいじめのうち、重点対応の必要性が高いと考えられる事案（いじめを行った児童生徒の悪質性、故意性、継続性、いじめ行為を行った児童生徒の人数、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛の度合い等を学校として総合的に勘案して判断された事案）については、当該いじめ認知後、速やかに、「いじめ発生報告書」を、同大学へ提出します。

オ 「いじめ」に関する情報、対応経過の記録の共有と保存

いじめに対する調査や対応経過等については、「いじめ報告一覧表」により、データで保存し、教職員がいつでも閲覧できるようにしておきます。

特に、全教職員で共有すべき内容については、学校いじめ防止対策委員会から、学部会および教員会を通じて、改めて周知を図ります。

(3) いじめ防止における日常的な学校いじめ防止対策委員会の取り組み

ア 全校の子どもの状況についての情報共有

いじめの可能性を見逃さないようにするため、定例会議を開催し、日常的な子どもたちの様子について情報交換を行い、必要に応じて対応を協議します。

【原則 運営委員会開催日に開催（月に1回以上）】

イ いじめをしない、許さない意識や態度を育む授業計画の立案〈5（1）イに記載〉

ウ 教職員がいじめ防止の取り組みに理解を深めるための研修計画の立案

教職員が一人でいじめ問題を抱えることなく学校全体で対応するための報告、情報共有の在り方や、事案ごとの対応例等について共通理解を図るため、教職員全員で研修を行います。

【7月17日（金）に開催】

エ いじめ早期発見のためのアンケート実施に向けた計画、とりまとめ、確認

〈5（2）ウに記載〉

オ いじめ防止プログラム（年間計画）の策定

学校全体で、子どもに対し、いじめをしない、許さない意識を啓発するため、毎年度、「学校いじめ防止プログラム」を策定し、計画的に指導を行います。

5. いじめ防止のための学校の取り組み

学校いじめ防止対策委員会により決定された方針を踏まえ、学校として、いじめ防止のため以下の取り組みを行う。

(1) いじめ未然防止のための取り組み

ア 子どもが安心して生活できる学校風土の創出

学校や学級が、子どもにとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感をもてる場にするため、学級活動や生徒会活動など、学校の教育活動全体を通して、一人一人の子どもたちが活躍できる機会を設定します。

それらの機会を通して、子ども同士が心の結びつきや信頼感を深めるとともに、主体的な学びを進め、自尊感情を高めることができますようにします。

イ いじめをしない、許さない意識や態度の育成

全ての子どもが、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ相手の言動に腹が立ってもいじめという方法で対応してはいけないこと、同じ行為でも人によって感じ方は異なることなどが理解できるよう、すべての学部、学級でいじめに関する授業を行います。

ウ 子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成

学校の教育活動を通し、それぞれの場面で、子どもたちのリーダーシップによる主体的取り組みを、教職員が支えます。

その際、全ての子どもたちが考えたり、行動したり、参加したりする意識がもてるよう、学級担任が学級の子どもたちに取り組みを促す指導を行います。

(2) いじめの早期発見の取り組み

ア 教職員による子どもの変化に気付く力の向上

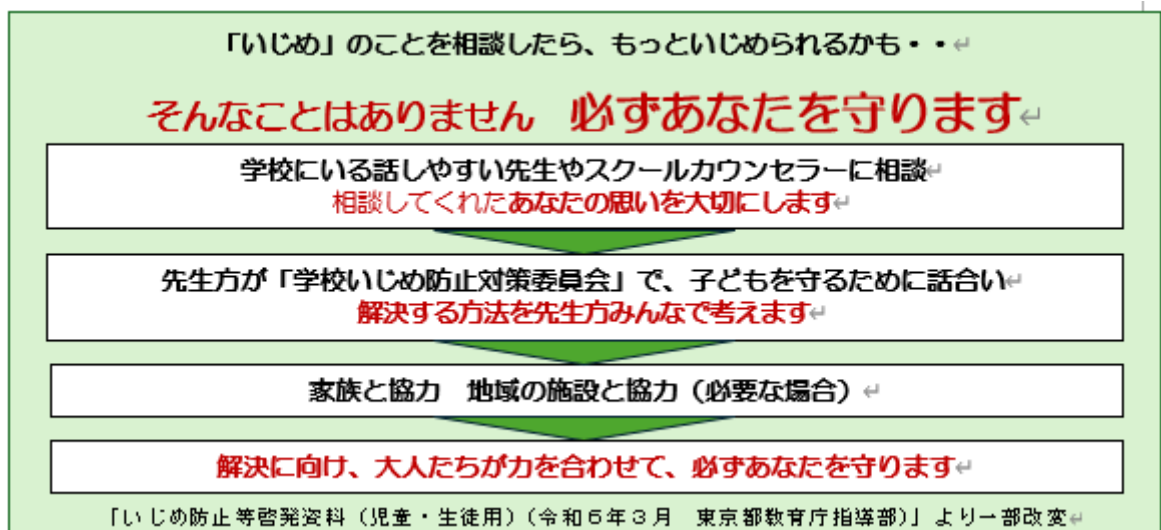
子どもにとって最も身近な教職員である学級担任、学部教員等による日常のコミュニケーションや観察等を通して、子どもの様子の小さな変化に気付くことができるよう、子どもとのかかわりを深め、いじめの疑いに気付く感覚を高めていきます。

イ 子どもや保護者等からの相談、訴えを受ける体制の強化

子どもや保護者の不安や悩みについて、どんな小さなことでも、様々な方法（対面での面談、オンライン面談、SNS、電話）で、教職員が相談に応じます。担任に話づらいことは、心理の専門家であるスクールカウンセラー、学部の教員、養護教諭、前担任、管理職など、最も話しやすい教職員が相談に応じます。

また、他の子どもがいじめられているなど自分以外のことについても、丁寧に話を聞きます。

相談に当たっては、相談した事実やその内容が、相談者の意向に反して他の子どもや保護者等に伝わることがないように十分配慮し、相談したことで不利益になることの内容、相談者を守り抜きます。



ウ 定期的なアンケートによる子どもの声の受け止め

いじめやいじめの疑いのある状況を把握するための重要な参考資料の一つとするため、定期的に、すべての子どもを対象にアンケートを実施します。

その際、子どもたちが、安心して事実を記載できるよう配慮するため、以下の方法と内容で行います。

また、このアンケートは、記載事項の有無にかかわらず、実施年度の末から3年間保存します。また、前期にかかわらず、子どもが本校に在籍している期間は保存します。

【アンケートの実施方法、内容】

○年2回10月と1月に実施

○記名式で、絵入りと文字のみの用紙を用意します。

○必要に応じて教員が支援を行いながら子どもたちが記入します

(3) いじめ解決に向けた早期対応の取り組み

ア 事実関係の調査

いじめやいじめの疑いがあることが認められた場合、保護者の意向を踏まえ、学校いじめ防止対策委員会等で決定した方法や役割分担により、教職員が、いじめを受けた子ども、いじめを行った疑いのある子ども、他の子ども等に聞き取りをしたり、これまで実施したアンケートを確認したりして、できる限り事実を把握するための調査を行います。

明らかになった事実については、いじめを受けた子どもの保護者に報告するとともに、いじめを行った子どもの保護者にも情報提供をします。

イ いじめを受けた子どもに対する対応

いじめを受けた子どもの心身の苦痛の状況を踏まえ、学校いじめ防止対策委員会等で決定した方法や役割分担により、教職員が、保護者と緊密に連携して、子どもの心情に寄り添いながら、安心して学校に通えるようになることを目指して、支援を行います。

その際、学校として、いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者の双方が、お互いの子どもにとって最良の解決方法を見出していけることを目指します。

ウ いじめを行った子どもへの指導

いじめの行為の重大性や発達段階に応じて、いじめ防止対策委員会等で決定した方法や役割分担により、いじめを行った生徒に対する指導を行います。

その指導の在り方については、いじめを受けた子どもの保護者の意向にかかわらず、学校がいじめを行った子どもの様々な状況を勘案し、個別に判断します。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態の認定「いじめ防止対策推進法」第28条第1項の規定に基づき、「重大事態」とであると判断する。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき【1号事案】

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめられるとき。【第2号事案】

下記のような事例が、重大事態（1号事案）に該当します。

事実を確認する前の「疑い」の段階で、「重大事態」が発生したものと判断します。

①子どもが自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴力を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされて裸にされた。

○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③金品に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。

○スマートフォンを水に浸けられて壊された。

④いじめにより転学を余儀なくされた場合

○欠席が続き（重大事態の目安である30日は達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し転学（退学等も含む）した。

下記のような事例が、重大事態（2号事案）に該当します。

欠席日数が30日に達する前でも、いじめが疑われる状況があつて学校に通えなくなった場合は、「重大事態」が発生したものと判断します。

○いじめにより相当期間、学校を欠席することを余儀なくされた場合

○相当期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止のための基本的な方針（平成29年3月最終決定） 文部科学省」より

イ 重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、その事態を解決すること、また同様の事態の再発を防止することを目的として、いじめを受けた子どもやその保護者の意向を踏まえつつ、大学又は学校に調査のための組織を設置して、下記の方法により、事実解明のため調査を行います。

【調査方法の例】

- いじめを受けた子どもの聞き取り調査
- いじめを行ったと疑われる子供からの聞き取り調査
- その他の子どもからの聞き取り調査
- 教職員からの聞き取り調査
- 過去に実施していたアンケートなど、記録文書の確認調査

調査結果については、いじめを受けた子どもの保護者に報告します。

また、この結果について、必要に応じ、いじめを行った子どもの保護者やほかの保護者等にも報告します。

調査報告の公開については、いじめを受けた子どもの保護者の意向を踏まえつつ、東京学芸大学が、公開の有無、方法、内容等を決定いたします。

ウ 重大事態への対応

重大事態においても、上記5（3）イ・ウに示す方針により、いじめを受けた子どもおよびいじめを行った子どもへの対応、指導を行います。

エ 東京学芸大学を通じた文部科学大臣への報告

重大事態が発生した時点、調査を開始する時点、調査が終了した時点で、それぞれ、東京学芸大学から文部科学大臣に対し報告を行います。

なお、調査結果を文部科学大臣に報告する際に、いじめを受けた子どもの保護者は、文部科学大臣宛に所見書を提出することができます。

（5）関係機関との連携

ア 日常及び緊急時における関係機関等との連携

社会全体でいじめ問題の解決を図る視点から、本校PTA、学校評議員会、若竹会と「学校いじめ防止基本方針」の趣旨や内容を共有し、いじめの疑いを含め、子どもの様子で気になることがあったら、随時学校に連絡するよう依頼します。

また、下記の定例的な会議で、日常の子どもの状況等について情報共有を行い、いじめにつながるような行動がないか確認します。

こうした取り組みを通して、子どもたちが多くの大人に見守られていることを実感し、安心して生活できるようにするとともに、いじめなど人を傷つける行為をしてはいけないという意識をもてるようにします、

【PTA 理事会】4/25, 7/6, 10/19, 12/7, 2/8 開催 【PTA 総会】4/25 開催 【学校評議員会】7/13、3/1 開催 【若竹理事会】5/23, 6/12, 9/11, 10/16, 2/5 開催 【若竹総会】5/24 開催

また、いじめの重大性等に応じて、これらの会議を臨時に開催して状況を説明するとともに、助言を求めたり、必要な支援をお願いしたりすることがあります。

イ スクールソーシャルワーカーの助言・仲介による外部関係機関との連携

いじめの原因や背景、子どもを取り巻く環境等を踏まえ、福祉分野の専門家であるスクールソーシャルワーカー（東京学芸大学が附属学校に在籍する子どもの支援のために配属）に助言や仲介を依頼し、必要に応じて、子ども家庭支援センターや児童相談所、その他の外部の関係機関等と連携しながら、いじめをはじめとする問題の解決を図っていきます。

ウ 田無警察署と連携した対応

いじめを受けた子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じるおそれがあるなど、犯罪行為として取り扱われるべきと考えられる事例等については、本校の地域所轄である田無警察署に通告、連絡し、連携して対応したり、いじめを行った子どもへの指導を行ったりします。

また、いじめの未然防止の視点から、警視庁と東京学芸大学による「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書（平成26年6月）に基づき、犯罪、触法、不良行為がみられる子どもで、その影響が他の子どもに及ぶと認められる場合などについては、いじめの行為の有無にかかわらず警察に連絡します。

6 令和8年度の数値目標

いじめ防止上記の取り組みを通して、令和9年2月1日②日時点で以下の数値を達成することを目指す。

	取組内容	数値目標
1	「学校は、子どもにいじめを起こさせない指導を適切に行っている」と回答する保護者の割合	90%
2	「学校は、いじめが起こった時、教職員が組織的に対応し解決を図ろうとしている」と回答する保護者の割合	90%
3	「学校は、いじめなどについて相談しやすい環境を作っている」と回答する子どもの割合	90%
4	「自分がいじめを受けた時、学校は自分を守ってくれると信じている」と回答する子どもの割合	90%

7 「学校いじめ防止基本方針」の改訂

本校「学校いじめ防止基本方針」は、学校の取り組みの成果と課題を踏まえ、随時改定していくものとする。

そのため、毎年度、以下に示す作業を通して、学校の取り組みを評価する。

- ①年度当初に数値目標を設定するとともに、これを「学校いじめ防止基本方針」に記載し、子ども及び保護者に周知します。
- ②数値目標に関する質問項目を含め、学校の重点的な取り組み状況について、子ども及び保護者に対し、年に1回（2月）にアンケートを実施します。
- ③上記②に示すアンケート結果を集計、分析し、子ども及び保護者に示します。
- ④上記③の分析を踏まえ、本校「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

【いじめ認知から解消まで ～フローチャート～】

